

<参考>様式第2号

平成30年 8月 28日

豊明市議会議長 殿

行政等視察報告書

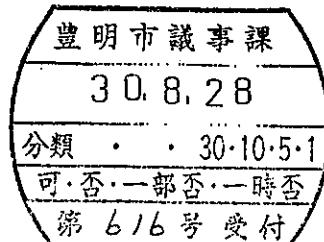
議員名

近藤善人

平成30年度豊明市議会政務活動費にて下記のとおり行政等を視察しましたので報告します。

年 月 日	視察先	視察項目及び成果等
平成30年7月30日	福島県会津若松市	<ul style="list-style-type: none">・議会改革（政策形成サイクル）
平成30年7月31日	宮城県仙台市	<ul style="list-style-type: none">・下水道事業アセットマネジメント
平成30年8月1日	福島県南相馬市	<ul style="list-style-type: none">・災害時における議会対応について・原発事故に係る復興とまちづくりについて・防災センターについて

別紙参照



(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

新風とよあけ行政視察 2018年7月30日~8月1日

近藤善人

<福島県会津若松市議会> 7/30

『議会改革について』

会津若松市議会の決意と主な取り組み経過

会津若松市議会は、市民と共に歩み「課題解決」を図る議会へ、不断の努力を重ね、取り組んでいます。議会は、市の意思決定に関わる議決権を有する重要な機関であり、市民の代表として、閉鎖的ではなく市民に開かれ、市民と共に歩む議会へ向けて努力しなければなりません。このような中、会津若松市議会では市民参加という原点に着目し「議会基本条例」を制定し、以下の特徴的な取り組みを行っています。

- ① 政策討論会議会制度検討委員会へ市民委員2名の参加
- ② 説明責任を果たすための委員（議員）間討議の導入
- ③ 請願・陳情者の意見陳述機会の確保、保障
- ④ 市民との意見交換会の継続的な開催
- ⑤ 多様な市民意見から、政策立案・提言に結びつける取り組み
- ⑥ 議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施

【平成19年度以降の主な議会改革の動き】

- ・平成19年度 ○日額費用弁償の廃止（19.4.1） ○会議録検索システムの導入（19.2月定例会分～） ○議会制度検討委員会の設置 （19.7.19～20.5.30）
- ・平成20年度 ○議会基本条例、議員政治倫理条例の2条例の公布施行 （20.6.23） ○市民との意見交換会開催要領策定（20.7.1） ○政策討論会に関する規程の策定（20.12.1） ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会に関する実施要領策定（21.3.31） ○広報広聴委員会の設置（20.6.23～現在） ○第1回市民との意見交換会開催（20.8.25～20.9.1） ○第2期議会制度検討委員会の設置（21.1.23～22.11.30）
- ・平成21年度 ○政務調査費の減額（35,000円/1人）～（21.4.1） ○鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想（素案）の再考に関する決議を賛成多数で可決（21.12月定例会） ○福島大学と相互友好協力協定の締結（22.1.27） ○鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想（素案）に係る検討委員会の設置（21.5.20～21.12.10）
- ・平成22年度 ○「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」最終報告を賛成多数で可決（22.12.2） ○政策討論会各分科会の研究成果（最終報告）公表及び市長へ政策提言（23.2.24）
- ・平成23年度 ○今後の議会改革について（方向性）を決定（23.11.30） ○第3期議会制度検討委員会の設置（23.10.7～25.8.22）
- ・平成24年度 ○議会映像配信（9月定例会より導入） ○市の施策評価及び決算審査の導

入（24.6月～9月） ○市議会災害対策本部設置規程の策定（24.6.26） ▷25.1.27～25.3.27
対策本部設置 ○決算審査と連動した論点抽出を踏まえた予算審査の導入・実施（24.12月～25.3月） ○湊地区水資源問題に係る検討委員会の設置（24.7.17～25.5.30） ○決算特別委員会の設置（24.9.12～24.9.28） ○予算特別委員会の設置（25.3.6～25.3.25）

- ・平成25年度 ○湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に関する決議を全会一致で可決（25.6月定例会） ○「見て知って参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成25年版～」の発行（25.7月） ○予算決算委員会の設置（25.8.23） ○第4期議会制度検討委員会の設置（25.8.23～27.8.19）
- ・平成26年度 ○政務活動費ガイドラインの策定（27.3.27） ○政務活動費ガイドライン検討委員会の設置（27.1.13～27.3.24）
- ・平成27年度 ○政策討論会各分科会の研究成果（最終報告）公表（27.6.25） ○市長へ政策提言（27.6.30） ○第5期議会制度検討委員会の設置（27.8.20～現在）
- ・平成28年度 ○一般質問日数の拡大（2日⇒3日～）（28.5.27） ○総合計画審査準備会の設置（28.5.10）

会津若松市議会では、上記のように平成19年から議会改革に取り組み、「議会制度検討委員会」を設置しています。これは、法令に基づくものではなく、議員のみで検討することの難しさを経験したこと、市民及び学識経験者という議員以外の外部委員を含めることで任意の委員会とし、所掌事務は議長からの諮問により、(1) 議会改革の基本理念に関する事。(2) 議会改革の基本方向に関する事。(3) 改革検討事項の抽出及び検討主体に関する事。(4) 改革検討事項の優先順位に関する事。(5) 仮称・会津若松市議会基本条例及び仮称・会津若松市議会議員政治倫理条例の原案作成に関する事。(6) その他議会改革に関する事です。

- 議会改革に伴い増加した議会・議員活動（主なもの）について
- ・市民との意見交換会（地区別⇒年2回×15会場）
- ・広報広聴委員会（年間20回以上）
- ・政策討論会（全体会⇒年2回）
- ・政策討論会（分科会⇒年10数回×4分科会）
- ・政策討論会（議会制度検討委員会⇒年10回程度）
- ・一般質問に係る情報交換会（年4回）
- ・予算決算委員会（全体会⇒年8回）
- ・予算決算委員会（分科会⇒年6回×4分科会）
- ・予算審査決算審査準備会分科会（年6回程度×4分科会）

「所感」

会津若松議会では、市民に議会をもっと知ってもらい、議会に参加してもらうためには、より一層の「議会の見える化」が必要であることから、そのツールとして「見て知って参加するための手引書～会津若松市議会白書～」を年1回発行し、市内の公共施設等に設置しています。

議会のしくみや議会活動の概要を掲載した本編と具体的な議決事項や取り組み内容を掲載した資料編の2部構成で、平成26年度には本編を市内全世帯へ配布し、議会のホームページにも掲載しています。

市民との意見交換会では、聴取した市民意見を議会内での議論・政策形成につなげていくことにあるところから、基本的には市民の意見・要望の意図・真意等を聞くようにしています。今までに3000以上の意見が出ています。) 地区別意見交換会では、市政行政区20を基準単位として概ね小学校区に対応した15地区で年2回開催しています。いずれの会も、少ない時で、170名、多い時には300名近い市民参加があります。このようなことから、議会が積極的に市民の中へ出ていき、直接意見を聞き、それを政策に生かしています。市民の議会への関心が高いことが議会改革をさらに進めています。豊明市議会においても、どんどん市民の中へ出向き、膝をつきあわせて、信頼関係を築かなければならぬと感じた。

<宮城県仙台市>

『下水道事業アセッタマネジメント』 7/31

仙台市下水道事業では平成25年度よりアセッタマネジメント(AM)システムの本格的な運用を開始した。平成18年度よりアセッタマネジメント導入のためのワーキンググループ(WG)を開始してからは7年、平成20年度に資産管理戦略室(現経営戦略室)を設置しAM導入戦略を策定してからは5年掛かって、ようやくAMシステムの全貌が姿を現したことになる。この間、15の個別戦略(システムに関する戦略を除く)について分科会を立ち上げ、多いときは100人近い職員がAMシステムの検討に携わった。

1.計画・予算

☆下水道事業のサービスレベルを設定しそれを含む経営管理指標を体系的に整備する
☆管路・施設共通のリスク評価項目とその採点方法を整備し、維持管理単位ごとのリスク評価の仕組みを整備する

☆RCM手法に基づく維持・更新コストのシミュレーション・モデルを活用した予算計画・執行管理プロセスを整備する

☆投資評価基準を整備し、投資の意思決定プロセスと進捗モニタリングプロセスを設計する

2.業務・組織

☆既存の組織を成功事例に基づいて再編するとともに、部署間の所掌区分の再定義を行う
☆管路管理課と下水道管理センターを中心とする管路およびその付帯施設の維持管理・苦情処理プロセスを整備する

☆設備管理センターと南蒲生浄化センターを中心とする処理場やポンプ場施設の運転・維持管理の業務プロセスを整備する

☆組織階層ごとに責任者・担当者の役割・責任を再定義し、それらの業績を管理・評価する仕組みを整備する

☆サービスレベルアグリーメント（SLA）の手法を取り入れ、性能発注の基準を整備する
☆アセットマネジメント定着化のための教育・訓練プログラムを体系的に整備し実施する

3.調査・開発

仙台市の下水道事業

・今年で 116 年目 ・下水道（集合処理）・浄化槽事業（個別処理）を実施 ・上水道は別組織 ・汚水施設は概成（普及率は 99.5%） ・雨水施設はこれから（整備率 31.4%） ・下水管敷設延長は 4,645 km ・処理場数は 5 箇所 ・認可ポンプ場は 46 箇所

・管路施設の震災復旧 : 86% ・南蒲生浄化センターの震災復旧 : 63%（土木建築）

仙台市下水道事業は明治 32 年に供用を開始した全国 3 番目に古い下水道事業である。平成 22 年末現在これまで整備してきた管路の延長は 4592km に達し、有形固定資産の現在高は 8623 億円となっている。現在汚水処理施設整備率は 99.7% に達し、今後はこれらの施設の機能を維持していくことが必要である。

「所感」

下水道事業は土木、建築、機械、電気機器といった 多様な設備、施設を所有しており、これらは耐用年数や利用状況も異なる。資産額の大半を占める土木構造物はほとんどが管渠であり、大部分が埋設されているため、劣化状態の把握が困難かつ高コストである。

近年では職員削減も進み、マンパワーやノウハウの減少も懸念されている。これらのことから豊明市でも民間企業への委託を考える必要があると思う。このように、多くの課題を持つ下水道事業において、総合的なマネジメントの必要性が強調されるのは自然な流れである。しかしその反面複雑な事情を抱えるが故にその導入は困難を伴う。

本市においても、仙台市のように資産管理戦略室を設置し、アセットマネジメント導入に関して専任体制を確保する一方、アセットマネジメント導入戦略を策定してアセットマネジメントシステムの包括的な導入に着手しなければならないと感じた。

<福島県南相馬市> 8/1

『災害時の議会対応について』

南相馬市議会では、震災後平成 25 年 6 月に「南相馬市議会災害対策支援本部設置要領」制定しました。この要領は、南相馬市において地震等の災害が発生した時に、南相馬市議会が南相馬市災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るために制定されました。支援本部の構成は、本部長には議長、副本部長には副議長、各常任委員会の委員長が本部役員として本部長及び副本部長を補佐するとともに災害対策支援本部の事務に従事します。そのほかの議員は本部員として本部長の命を受け本部の事務に従事します。任務として、議員の安否等の確認。災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行い、災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供する。また、被災地及び避難所等の調査を行い、必要に応じて国・県への要望を行う。

事務局の対応として、事務局長は市災害本部の会議等に出席し情報収集に努めるとともに、災害対策支援本部へ情報提供を行う。事務局職員は、災害対策支援本部の業務に従事します。

「所感」

本市においても、いつ起きるともかぎらない大災害を想定し、災害時、市議会として素早く行動できるよう、豊明市議会災害対策支援本部設置要領を早急に策定し、市民の安全を確保しなければならないと感じた。

『原発事故に係る復興とまちづくりについて』

南相馬市は、平成20年度から29年度までを計画期間とする「南相馬市総合計画」に基づき、「ひと・まちを磨く、活かす、創る。挑戦するこころ」をまちづくりの基本理念として6つの基本指針を設定し、豊かな自然環境、歴史的に培ってきた文化など、市が持つ特性を生かしながら、持続可能な自治体として着実な行政運営を行ってきました。

こうした中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、かけがえのない生命やこれまで築きあげてきた財産に壊滅的な被害を受けました。加えて、福島第一原子力発電所事故による原子力災害により、社会・経済活動の制限や風評被害等に直面し、多くの市民が市外へ避難する事態に陥りました。現在においても市内的人口は震災前の7割程度までしか回復せず、特に子育て世代の流出により、急速な高齢化の進行と生産年齢人口の著しい減少を招くとともに、医療・介護施設をはじめ、市内事業所におけるスタッフ不足が復興を妨げる要因となっています。

東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害に伴い多くの市民が避難生活を送ることを余儀なくされるだけでなく、農作物の作付制限や商工業事業所の閉鎖・撤退、雇用者の解雇・流出など、南相馬市を取り巻く状況は、多分野にわたって深刻な状態に陥りました。

こうした中、総合復興計画が策定されました。

・ 人口減少と人口構造の変化

原発事故を機に減少傾向に拍車がかかり、震災前の予測を大幅に上回るペースで人口減少が続いており、現在の南相馬市の状況は、20年後の日本を先取りしているとも言われています。

特に、生産年齢人口（15～64歳人口）と年少人口（0～14歳人口）の減少が顕著であり、子どもの生きる力の育成や地域経済の発展、さらには高齢者福祉の充実にも大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、人口構造の改善が求められています。

・ 放射線被害への対応

今回の原発事故により本市内にも大量の放射性物質が降り注いだことから、市民の身体に与える影響を最小限度に抑えるため、さまざまな対策が求められています。

放射線被ばくに対する不安が、市外避難者が避難生活を続ける最も大きな要因となっており、本市が復興を果たすためには、まずは生活圏や農地の除染を推進し、除染後もモニタリングを継続的に実施するとともに、食品の放射線検査や内部被ばく検査をはじめ健康管理を

徹底し、放射線被ばくに対する不安を払しょくする必要があります。

- ・ 医療・介護不足への対応

震災後、旧警戒区域を中心に市内医療機関及び福祉関係施設の休止・廃止が相次ぎ、医療機関では病床数が震災前に比べ約5割、診療所数でも3割程度減少しています。医療スタッフについても医師、看護師等が大幅に減少しており、厳しい医療環境が続いています。

福祉関係では、要支援・要介護認定者が震災前に比べ3割程度増加しているにもかかわらず、稼働施設数は逆に1割以上減少しており、市内において安心できる市民生活を送るためには、これらの環境の整備が急務となっています。

- ・ 地域コミュニティの再生

今回の震災及び原発事故により家族の分散をはじめ、地域コミュニティ¹ が多くの地域で崩壊しています。地域コミュニティはまちづくりの最も基礎的な集合体であり、本市の復興を成しとげるためには、その再生のための取り組みが求められます。

- ・ 市民参加・協働の推進

まちづくりは、形式的な行政への市民参加だけではなく、主権者としての市民の発想と活力で実践され、地域の課題を自ら解決することが求められます。特に、福祉・環境・防犯などは、地域コミュニティにおいて市民と市民、企業と市民、学校と市民などの多様な連携が必要です。また、市民自治社会においては、自ら考え行動する多様な人材が地域の担い手となります。そのためには、大人や子どもを問わず、また、事業所・学校、NPO・市民活動団体において、地域の経済や暮らしを支え、まちづくりに参加する人材を育て、地域力を高める必要があります。

「所感」

震災から7年以上が過ぎ、徐々にではありますが復興は進んでいますが、東日本大震災の避難者は前年より約4万9千人減りましたが、なお約7万3千人（2月13日現在）に上ります。福島県では東京電力福島第1原子力発電所事故などにより、約3万4千人が県外での避難生活を余儀なくされています。宮城県内最大規模の仮設住宅「開成団地」（7日、宮城県石巻市）プレハブ仮設住宅で暮らす被災者は2月1日時点で岩手、宮城、福島の被災3県に約1万3千人。1995年の阪神大震災では発生から5年で解消しましたが、3県では解消の見通しが立っていません。

福島県は17年3月末をもって、避難指示区域外から全国に避難している「自主避難者」への住宅無償提供を打ち切り。このタイミングで避難先の各市町村が自主避難者の多くを「避難者」に計上しなくなったりもあり、公的な数字としての避難者数は大きく減っています。震災後の避難生活による体調悪化、自殺などによる「震災関連死」は、この2年で200人余り増えています。

こうしたように、まだまだ復興は道半ばです。県や国の支援も十分とはいせず、不自由な生活を余儀なくされている方たちがたくさん見えます。遠く離れた私たちにできることをそれぞれ考え、少しでも早く元の生活に近づけるように支援していくかなければなりません。

被災地がもっとも恐れているのは「忘れられること」

『防災センターの運営等について』

消防・防災センター（完了）事業概要 相馬地方（南相馬市・相馬市・新地町・飯舘村）から集約された119番通報を受付し、緊急通報者の発信地位置情報、災害通報の覚知、出動車両の自動編成及び出動指令など、現場活動の支援を統括する、高度にIT化された施設です。高機能な消防指令施設の導入により、正確で迅速な災害対応が可能となります。施設は、119番通報の受付から出動指令、車両の運用情報と情報を管理する消防指令システム、危険物施設や消防水利の位置情報を支援する情報管制システムの2つに分別されます。

<消防・防災センター主な機能・概要>

☆指令台・指揮台：災害通報の受付、災害地点の決定、出動指令などの指令業務を自動出動指定装置、地図検索装置、音声合成装置などの連動により迅速に行います。

☆多目的情報表示板・車両運用表示板・支援情報表示板：指令台モニター等との連動表示に加え、災害事案情報（災害地点地図、車両編成、支援情報、監視カメラ映像）救急事案一覧等、指令施設に集約される情報を表示します。

☆指令制御装置：119番回線、無線回線、指令回線等を収容し、自動出動指定装置と連動して通信を制御します。

☆車両運用端末装置：動態情報と自車位置情報を指令施設へ送信し、災害情報や消防水利等の支援情報が表示できます。また、災害地点までのナビゲーション機能も搭載しています。

総事業費 16.3億円 = 災害復旧事業費補助金・震災復興特別交付税・旧合併特例事業債

「所感」

日本では近年、東日本大震災における地震・津波の被害に加え、豪雨や大雪、竜巻などの災害が多発しています。そんな中、行政の役割として、防災機能の実効性をあげるための教育の推進、防災上の判断の要点等の教育を確実に実施する仕組みを設け、防災訓練の設計・評価の再検討、災害対応の貴重な経験となる防災訓練の有効性を確実なものとするため、訓練の目的とその計画を確実に連動し、訓練改善のための評価のあり方も含め、防災訓練のPDCAの仕組みを構築しなければならない。